

1. 就労支援事業

ひとり親家庭自立支援給付金

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就業のために技術を身につけることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方であること。
3. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

■対象講座

1. 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
2. 国が別に指定する講座

■支給額

受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額を支給します。ただし、上限を20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格がある方はその差額分が支給額となります。

◆対象講座事前相談

自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、事前相談・計画の作成が必要です。

◆受講対象講座指定申請

訓練給付金を受けようとする時は、「受講対象講座指定申請書」を受講開始日前に提出する必要があります。

(2) 高等職業訓練促進給付金

専門的な資格の取得を容易にするため、母子家庭の母又は父子家庭の父が6か月以上の養成機関（通信制においては、受講状況が確認できる場合に限る）で修業する場合に、一定期間、訓練促進給付金を支給するとともに修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 6か月以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方であること。
3. 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方であること。

■対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理美容師・栄養士など

■支給額（課税世帯の場合は支給額が変わります。）

- ◆訓練促進給付金 月額10万円
※最後の12か月は4万円加算
- ◆修了支援給付金 5万円

■支給期間

1. 訓練促進給付金の支給対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（上限4年）とします。
2. 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給します。（支給対象期間の申請のあった日の属する月以降の各月において支給）
3. 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以降に支給します。

◆事前相談

高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする場合、事前相談が必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子が、より条件の良い職に就くために、高卒認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、本人が支払った受講費用の一部を支給します。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 高等学校等を卒業していないこと。
3. 事前に母子・父子自立支援員に相談があった方であること。
4. 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給していないこと。

■対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

■支給額（通信制の場合）

①受講開始時給付金

受講費用の40%相当額（上限10万円。4千円を超えない場合は支給されません。）

②受講修了時給付金

受講費用の10%相当額（①と合わせて上限12万5千円。）

③合格時給付金

受講費用の10%相当額（①、②と合わせて上限15万円）

※通学又は通学及び通信併用の場合は、支給限度額が異なります。

2. 就労支援活動

ひとり親家庭のお父さん、お母さんの自立促進のため、その方にあった就労支援を行っています。お気軽にご相談ください。必要に応じてハローワークなどと連携していきます。

ひとり親家庭のための自習室

資格を取得するために勉強したいけど、育児が大変、勉強する場所がない、ひとりきりで勉強するのはつらい、勉強に集中できないという方。

ひとり親家庭のための自習室は学習アドバイザーの見守りの中、自分のペースで集中して学習ができます。

- 利用対象…看護師や介護福祉士等、就職の際に有利な資格取得を目指す方、高卒認定試験の合格を目指しているひとり親家庭の親及び子。
- 会場…釧路母子家庭等就業・自立支援センター（旭町16-5）
- 開設日時…月4回程度
日時は相談のうえ決定します。
※登録制。託児サービス有。

就労サポート支援事業

市内各事業担当者から、会社概要、業務内容について直接話を聞き、より自分に合った仕事を見つけ出すため、企業説明会事業等の開催を予定しています。育児と両立できるか心配…。企業のホンネを聞き出すチャンスです。

託児・送迎サービスがあるので、安心して参加することができます。

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

3. 就労をめざして

あいさつは明るく元気な声で。

生き生きした表情・礼儀正しさを

80%は決まります。

さあ、面接です 第一印象が大事です

髪・爪をきちんと
手入れし、清潔に
(カラーにも注意)

ナチュラルメイクで
派手なアクセサリーは
つけない

携帯電話の電源は
必ず切ってから

原色の服はさけ、
仕事にあった清潔な
ものを着用しましょう
(露出の多い服は
さけましょう)

ジーンズ・ジャージは
さけましょう

厚底、ミュール、
サンダルはさけましょう
(服装にあったもの)

4. 就労などの相談機関

福祉人材バンク

福祉の職場で自分の力を生かしたいと考えている方なら、どなたでもご利用できる福祉に特化した無料職業紹介・就職相談窓口です。経験のない方や資格を取りたい方などのご相談にも応じています。

☎ 問合せ先 ☎

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
釧路市福祉人材バンク 無料職業紹介所
旭町12-3 釧路市総合福祉センター1階
☎24-1686

釧路母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、福祉・求人情報の提供や、生活全般にわたる相談に応じています。

◆主要実施事業

- ・無料法律相談
- ・就業支援セミナー
- ・パソコン講習会
- ・生活支援セミナー 等

☎ 問合せ先 ☎

社会福祉法人釧路まリモ学園
釧路母子家庭等就業・自立支援センター
無料職業紹介所
旭町16-5
こども家庭サポートステーションあさひ
☎22-2401

ハローワークくしろ (釧路公共職業安定所)

ハローワークに行ってみませんか

- * 仕事を探したいのですが…
- * お仕事に関する相談がしたいのですが…
- * 応募したい求人があるのですが…
- * 技能を身につけたい

☆公共職業訓練については職業訓練の窓口で相談しましょう
 ☆教育訓練給付制度については2階の8番窓口で相談しましょう

受給資格を有していない方は、「市役所 こども支援課」にご相談ください

ハローワークに行けない方は…



☆ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

子育て中の就職活動は大変…
 だけど、今すぐ働きたい!という方のために

マザーズコーナーは 家庭と仕事の両立をサポートします!

子育てしながら働きたい方を広くサポートします

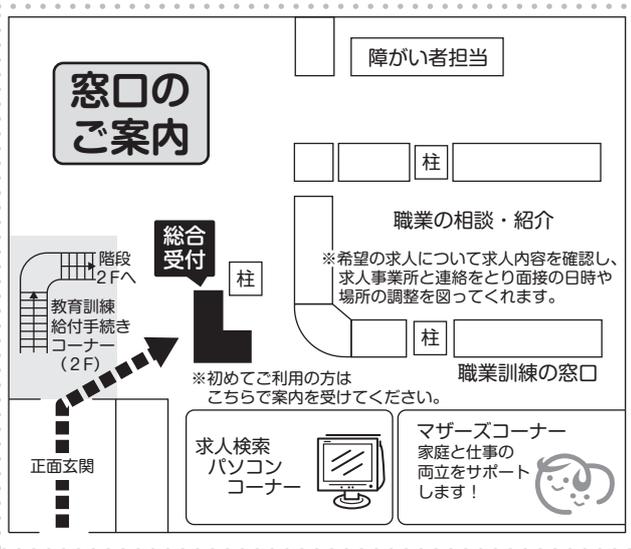
- * 家庭・育児を両立させながら働きたい。
- * 自分の能力を十分に発揮できる企業に就職したい。
- * 在職中だけど、これから結婚～出産～育児を考えると転職したい。

担当制による個別の就職支援を行います

- * 仕事と育児の両立を希望する方にじっくりときめ細やかな相談をします。
- * 履歴書・職務経歴書の添削、面接のトレーニングも行います。
- * 予約相談なので、待ち時間も解消されます。
- * 面接の受け方や応募書類の書き方に関するセミナーを開催しています。

お子様連れでも安心です!

- * お子様連れでも安心して職業相談などに集中できるように、絵本などを用意したキッズルームを設置しています。
- * 身近な保育施設などのサポート情報を提供します。



〒085-0832 富士見3-2-3 ☎41-1201
 ☎ご利用時間 ☎
 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

ハローワーク釧路ホームページ

ハローワーク釧路

検索



児童扶養手当受給者のみなさまへ

就労自立促進事業の担当窓口をご利用ください。みなさまの状況に応じた就職支援を行い、求人情報・再就職に役立つ様々な情報等も提供します。

ハローワークに来所の際は、総合案内に就労自立支援窓口での相談希望とお伝えください。

※就労自立促進事業とは、ハローワークの担当者が、マンツーマンでみなさまの就職活動を支援する制度です。対象となる方は、生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付を受給している方、住居や生活に困窮されている方などであって、早期に就職したいという方です。

●求職活動の流れ

ハローワークでは再就職に関する各種相談を受け付けているほか、再就職への各ステップに応じたサポートを用意しております。(ここの記載はその一例です。)

スタート 自分を登録 (求職申し込み)

みなさんが就職するまで、ハローワークがお手伝いします。あなたの求職活動に必要な情報を登録していただきます。

ご自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンから登録する方法と、ハローワークに來所し登録する方法があります。

ステップ 1

自分を理解し、希望職種を決める

今までの仕事の経験、社会生活を振り返る。自分の適性、長所・短所、アピールポイントを考える。
やりたいこと、興味、できることの検討。職種別の求人・求職、賃金等の状況を調べる。これらをもとに、希望職種や条件をおおまかに仮決定します。ポイント～優先順位をつけましょう。

ステップ 2

仕事を探す

希望条件に合う求人を求人検索パソコンコーナーで検索できます。
求人票を印刷して求人条件を確認することができます。

ステップ 3

応募の準備をする

応募準備の開始です。
求人に応募するには、履歴書・職務経歴書・面接が必要となりますので基本知識をしっかりと身につけて挑みましょう。

ステップ 4

応募する

応募先が決まりましたら、求人条件に合わせた履歴書等の必要書類を用意します。
求人票の再確認や、事前に事業所情報を収集するなど、求人企業をよく把握して面接に備えましょう。

就職

就職が決まった時は、採用条件等を書面(雇用契約書または雇入れ通知書)で確認しましょう。

ハローワークプラザくしろ



相談や紹介を

就職の相談や紹介をお受けします。

※求人検索パソコンの操作が出来ない方は係員がご案内します。

近郊情報も

釧路市内はもちろん、近郊の求人情報も取り揃えています。「ハローワークくしろ」と同じ求人がご覧になれます。



ネットで全国情報

インターネットで日本全国の求人情報を検索できます。
パソコンの操作が出来ない方は係員がご案内します。

〒085-0016 錦町2-4
フィッシャーマンズワークMOO 2階
TEL.23-8609

ご利用時間 / 10:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

【ハローワークプラザくしろ】にお車で越しの際「MOOの駐車場」「河畔駐車場」「錦町駐車場」をご利用の場合、駐車券を窓口にお持ちいただくと90分に限り無料となります。

